

【参考資料】 リフォーム促進税制における過去の適用要件

現在、国土交通省 HP 等で公開している情報は、**令和8年4月1日以降に、リフォーム後の居住を開始した場合**のもので、それ以前に居住を開始した場合は、一部の要件が異なります。

本資料では、過去に変更された要件について、新しいものから順に掲載しています。(令和8年4月時点)

○床面積要件（令和8年度税制改正において変更）

以下のとおり、**令和8年の各日以降に居住を開始した場合、改修後の家屋の床面積について**、要件が変更されています。※耐震改修は、所得税・固定資産税ともに床面積の制限がありません。

【所得税】 要件が設定されているメニュー：バリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良住宅化 子育て対応

令和7年12月31日までに居住を開始した場合	令和8年1月1日以降に居住を開始した場合
50㎡以上	40㎡以上 (所得1000万円を超える方は、50㎡以上)

【固定資産税】 要件が設定されているメニュー：バリアフリー 省エネ 長期優良住宅化

令和8年3月31日までに居住を開始した場合	令和8年4月1日以降に居住を開始した場合
50㎡以上～280㎡未満	40㎡以上～240㎡未満

○子育て対応改修（令和6年度税制改正において創設）

以下のとおり、工事完了後、**令和6年4月1日以降に居住を開始した場合について**、子育て対応改修リフォームが、所得税控除の適用対象メニューに追加されています。

【所得税】

令和6年3月31日までに居住を開始した場合	令和6年4月1日以降に居住を開始した場合
耐震 バリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良住宅化	耐震 バリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良住宅化 子育て対応

○省エネ改修（令和4年度税制改正において変更）

省エネ

以下のとおり、省エネ改修について、所得税は工事要件が、固定資産税は改修を行った家屋の築年数の要件が、それぞれ変更されています。

【所得税】 工事要件のうち、**窓の断熱改修工事の範囲**を緩和。

令和3年12月31日までに 居住を開始した場合	令和4年1月1日以降に 居住を開始した場合
「 全居室の全窓の断熱改修工事 」	「 窓の断熱改修工事 」

【固定資産税】 家屋の要件のうち、**築年数**について見直し。

令和4年3月31日までに 居住を開始した場合	令和4年4月1日以降に 居住を開始した場合
H20(2008)年1月1日以前から 所在する住宅	H26(2014)年4月1日以前から 所在する住宅